

熊本地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 更正の請求について調査及び還付等請求事件(第1事件)、令和●●年(〇〇)第●●号 処分取消等請求事件(第2事件)

国側当事者・国(菊池税務署長)

令和6年2月28日却下・棄却・控訴

判 決

|          |  |
|----------|--|
| 原告       | 甲  |
| 被告       | 国  |
| 同代表者法務大臣 | 小泉 龍司  |
| 処分行政庁    | 菊池税務署長<br>原口 秀策  |
| 同指定代理人   | 井垣 成一<br>山本 知恵<br>山神 暁恵<br>田中 潤<br>一丸 聖<br>鐘ヶ江 宏樹<br>野田 翔吾<br>宮城 光<br>馬場 智暉<br>福田 和哉<br>尾野 泰洋<br>山崎 仁<br>矢上 澄子 |

主 文

- 1 本件訴えのうち、更正処分の義務付けを求める部分をいずれも却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

1 第1事件について

(1) 処分行政庁が令和元年9月10日付けでした原告の平成25年分所得税及び復興特別所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

(2) 処分行政庁は、原告の平成25年分所得税及び復興特別所得税に係る更正について、総所得金額6812万3144円、その納付すべき税額1285万7900円とする更正をせよ。

2 第2事件について

- (1) 処分行政庁が令和2年9月3日付けでした原告の平成26年分所得税及び復興特別所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
- (2) 処分行政庁は、原告の平成26年分所得税及び復興特別所得税に係る更正について、総所得金額5547万1819円、納付すべき税額を197万6328円とする更正をせよ。

## 第2 事案の概要

- 1 (1) 第1事件は、原告が、平成25年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の確定申告をした後、事業所得に係る必要経費の算入漏れがあり、所得金額が過大であったとして、更正の請求をしたところ、処分行政庁が、同更正の請求について、原告の提出した資料によれば必要経費の支払事実及びその内容が明らかにならず、所得金額が過大であったことを認めることができないなどとして、更正すべき理由がない旨の通知処分（以下「本件平成25年分通知処分」という。）をしたため、原告が、被告に対し、本件平成25年分通知処分の取消しを求めるとともに、平成25年分の事業所得の金額及び所得税等の納付すべき税額の更正の義務付けを求める事案である。
- (2) 第2事件は、原告が、平成26年分の所得税等の確定申告をした後、事業所得に係る必要経費の算入漏れがあり、所得金額が過大であったとして、更正の請求をしたところ、処分行政庁が、同更正の請求について、原告の提出した資料によれば必要経費の支払事実及びその内容が明らかにならず、所得金額が過大であったことを認めることができないなどとして、更正すべき理由がない旨の通知処分（以下「本件平成26年分通知処分」という。）をしたため、原告が、被告に対し、本件平成26年分通知処分の取消しを求めるとともに、平成26年分の事業所得の金額及び所得税等の納付すべき税額の更正の義務付けを求める事案である。

## 2 関係法令の定め

別紙1のとおり。

## 3 前提事実（当事者間に争いがいか掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

- (1) 原告は、熊本県菊池郡●●において、Aの名称で診療所（以下「本件診療所」という。）を営む医師である。（弁論の全趣旨）

### (2) 第1事件について

ア 原告は、税理士に税務署類の作成を依頼した上、処分行政庁に対し、平成26年3月17日、平成25年青色申告決算書（一般用）（以下「本件平成25年分青色決算書」という。）を添付して平成25年分の所得税等の確定申告書（以下「本件平成25年分確定申告書」という。）を提出した。その記載内容の要旨は、別紙2の「確定申告」欄記載のとおりである。（甲2 [10ないし23枚目]、乙5）

イ 原告は、処分行政庁に対し、平成31年3月15日、平成25年分所得税等について、事業所得に係る必要経費の算入漏れにより所得が過大であったとして、更正の請求書（乙6 [1枚目]。以下「本件平成25年分更正の請求書」という。）を提出して平成25年の所得税等に係る更正の請求（以下「本件平成25年分更正請求」という。）をした。その記載内容の要旨は、別紙2の「更正の請求」欄記載のとおりである。

なお、原告は、本件平成25年分更正請求の際、処分行政庁に対し、本件平成25年分青色決算書記載の必要経費の各項目（旅費交通費、接待交際費、消耗品費、福利厚生費、

管理諸費、車両費、雑費)欄に記載された金額を取消線で抹消し、訂正した金額及び当初記載の金額との差額を記載した書類(乙6[2枚目]。以下「本件平成25年分添付書類」という。)を提出した。本件平成25年分添付書類の記載内容は、別紙3のとおりである。

ウ 処分行政庁は、令和元年9月10日、原告が提出した書類によっても、本件平成25年分更正の請求書に記載した更正後の課税標準等又は税額等の算出根拠並びに必要な経費の支払事実及びその内容が明らかにされていないため、事実を証明する書類等の提出があったとは認められず、更正すべき事実を確認できないとして本件平成25年分通知処分をした。(甲2[5ないし8枚目])

エ 原告が、令和元年12月9日、本件平成25年分通知処分について、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、令和2年11月30日付けで上記審査請求を棄却した。(甲1)

オ 原告は、令和3年6月2日、本件平成25年分通知処分の取消等を求めて本訴を提起した。(当裁判所に顕著な事実)

## (2) 第2事件について

ア 原告は、税理士に税務署類の作成を依頼した上、処分行政庁に対し、平成27年3月16日、平成26年分青色申告決算書(一般用)(以下「本件平成26年分青色決算書」という。)を添付して平成26年分の所得税等の確定申告書(以下「本件平成26年分確定申告書」という。)を提出した。その記載内容の要旨は、別紙4の「確定申告」欄記載のとおりである。(乙30)

イ 原告は、処分行政庁に対し、令和2年4月14日、平成26年分所得税等について、事業所得に係る必要経費の算入漏れにより所得が過大であったとして、平成26年の所得税等に係る更正の請求(以下「本件平成26年分更正請求」という。)をした。なお、原告は、処分行政庁に対し、更正の請求書(乙31[1枚目]。以下「本件平成26年分更正の請求書」という。)とともに、その添付書類として、原告又は原告の妻を名義人とするクレジットカードの利用明細書並びに請求書の各写し(乙31[2ないし270枚目]。以下「本件平成26年分添付書類」という。)を提出した。その記載内容の要旨は、別紙4の「更正の請求」欄記載のとおりである。

ウ 処分行政庁は、令和2年9月3日、原告が提出した書類によっても、本件平成26年分更正の請求書に記載した更正後の課税標準等又は税額等の算出根拠並びに必要な経費の支払事実及びその内容が明らかにされていないため、事実を証明する書類等の提出があったとは認められず、更正すべき事実を確認できないとして本件平成26年分通知処分をした。(乙58)

エ 原告が、令和2年12月2日、本件平成26年分通知処分について、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、令和3年11月29日付けで上記審査請求を棄却した。(乙59)

オ 原告は、令和4年6月3日、本件平成26年分通知処分の取消等を求めて本訴を提起した。(当裁判所に顕著な事実)

## 第3 争点及びこれに関する当事者の主張

本件における争点は、本件平成25年分通知処分及び本件平成26年分通知処分の適法性である。

(原告の主張)

処分行政庁は、本件平成25年分更正請求及び本件平成26年分更正請求について必要な調査をせずに、本件平成25年分通知処分及び本件平成26年分処分通知をした。また、元帳(平成26年分)(甲18)、平成25年経費デジタル化資料(甲25)等の資料によれば、本件平成25年分更正請求及び本件平成26年分更正請求について更正をすべき理由があるのは明らかである。

(被告の主張)

本件平成25年分更正請求及び本件平成26年分更正請求について、原告が提出した書類を精査しても、上記請求に係る必要経費の金額及びその内容は明らかでない。また、菊池税務署の職員は、原告に対し、再三にわたり、本件平成25年分更正請求及び本件平成26年分更正請求に係る事実を証明する書類の提出を求めたが、原告からはそのような書類が提出されなかったから、処分行政庁は必要な調査をしたといえる。

#### 第4 当裁判所の判断

##### 1 認定事実

前提事実、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。なお、原告は、各項掲記の証拠のうち、菊池税務署の職員が作成した調査報告書(乙7ないし14、17、21、32、34ないし43、48ないし50)が偽造されたものであり、信用できない旨を主張するが、これらの調査報告書が偽造されたものであることを窺わせる事情等は見当たらず、かかる主張は採用できない。

##### (1) 第1事件について

ア 原告が平成31年3月15日に本件平成25年分更正請求をしたのを受けて、菊池税務署の職員は、同年4月12日から令和元年5月17日までの間、複数回にわたり、原告の自宅若しくは携帯電話又は本件診療所に電話をかけ、本件平成25年分更正請求の内容について確認を試みたが、原告から具体的な応答はなかった。(乙7、8[2枚目]、9、10)

イ 菊池税務署の職員は、令和元年5月29日、別件で菊池税務署を訪れていた原告と面談し、原告に対し、本件平成25年分更正請求について、①給与所得及び雑所得の金額が記載されていないこと並びに所得税等の税額の計算に誤りがあること、②本件平成25年分更正の請求書に記載された金額の根拠となる資料を提出する必要があること、③本件平成25年分更正の請求書が提出された日から6か月以内に全ての処理をする必要があるため、早急に上記①及び②の準備をする必要があることについて、説明した。(乙11)

ウ 菊池税務署の職員は、令和元年6月28日から同年7月29日までの間、複数回にわたり、本件診療所に電話をかけ、本件診療所の事務員に対し、原告に折り返し連絡するよう伝言を依頼したが、その後、原告からの連絡はなかった。(乙8[2、3枚目]、12の1ないし6)

エ 菊池税務署の職員は、令和元年8月2日及び同月13日、原告の自宅又は本件診療所を訪れたが、応答がなかったため、本件平成25年分更正請求に係る事実を証明する書類を上記の各7日後である同月9日及び同月20日に提出するよう依頼する内容の文書を原告の自宅又は本件診療所の郵便受けに投函した。(乙8[3枚目]、13、14)

オ 原告は、令和元年8月22日、菊池税務署を訪れ、職員に対し、本件平成25年分更正

請求に係る事実を証明する書類の提出期限について、当初、同年9月までに提出してほしい旨依頼されていたとして、同年8月20日までに提出するよう求められても困る旨発言した。(乙17)

カ 原告は、令和元年8月23日、菊池税務署を訪れ、総合仕訳帳(乙18)、流動性預金異動明細表(乙19)及びクレジットカードのカード利用明細書(乙20)を提示した。菊池税務署の職員が、原告に対し、これらの書類をどのように見れば、必要経費に係る更正前の金額と更正後の金額が分かるか質問したにもかかわらず、原告が具体的な説明をせず、職員らにおいて判断するように述べたため、同職員は、更正の請求をする場合には、請求する理由のほか、請求をするに至った事情の詳細が分かるようにしておく必要があるが、本日、原告が持参した書類では、必要経費の領収証が更正前と更正請求後で全てそろっているわけではなく、どの領収書が更正前の金額でどの領収書が追加になっているかなどが分からない状態であるため、このままの状態で添付書類として提出しても、更正の請求書の内容を確認できる状態ではないとして、同月26日までに科目ごとの領収書を集計し、整理した必要な書類を提出するよう求めた。(乙21)

キ 原告は、令和元年8月26日、菊池税務署を訪れ、流動性預金異動明細表(預金明細書)(乙23)、クレジットカードのカード利用明細書(乙24)及び原告が作成した本件メモ(乙25)を提示した。菊池税務署の職員は、原告に対し、本件メモをどのように見たら、更正前の金額と追加になる必要経費の金額が分かるのか質問したが、原告から具体的な説明はなかった。なお、菊池税務署の職員は、上記書類をこのままの状態を受け取ったとしても、上記カと同様の理由により審査をすることができないと述べて、原告に同書類を持ち帰るように促したが、原告がこれを拒否したため、原告に対し、同書類を忘れ物として処理する旨を説明した。(乙26の1)

ク 本件診療所の職員は、令和元年8月30日、菊池税務署を訪れ、原告から預かってきた書類として、総合仕訳帳(乙27)及び原告が作成した書面(乙28)を提示した。(乙28)

ケ 処分行政庁は、令和元年9月10日、本件平成25年分通知処分をした。(甲2[5ないし8枚目])

## (2) 第2事件について

ア 菊池税務署の職員は、令和2年5月21日、本件平成26年分更正の請求書の内容を確認するため、原告の携帯電話に電話をかけたところ、本件診療所に転送され、本件診療所の事務員が応答した。同職員は、同事務員に対し、原告に折り返し連絡するよう伝言を依頼した。(乙32)

イ 処分行政庁は、令和2年5月22日付けで、原告に対し、本件平成26年分更正の請求の理由の基礎となる事実を証明する書類、本件平成26年分確定申告書等に係る帳簿書類、更正の請求後の青色申告決算書、請求額に対する算出根拠を記載した書類(以下「本件平成26年分更正請求に係る必要書類」という。)を、同年6月5日までに菊池税務署に提出するよう求める内容の「書類の提出について」と題する書面を作成し、本件診療所に送付した。同書面は、同年5月26日に、原告の自宅に配達された。(乙33)

ウ 原告と菊池税務署の職員は、令和2年6月1日から同月26日までの間、複数回にわたり、電話でのやりとりをした。同職員は、その都度、原告に対し、本件平成26年分更正

請求に係る必要書類の提出を求めたが、これに対し、原告は、同書類は提出済みであるとか、作成が未了であるなどと述べた。(乙34ないし43)

エ 菊池税務署の職員は、令和2年7月3日付けで、原告に対し、本件平成26年分更正請求に係る必要書類の提出の依頼等を含む書面を送付したが、原告が同書面の受取を拒絶したため、同書面は菊池税務署へ返戻された。(乙44、47)

オ 原告は、令和2年7月3日頃、菊池税務署に対し、平成26年における年間及び月別の経費科目別の支払を集計した手書きの書類(乙46。以下「本件平成26年分集計表」という。)を送付した。菊池税務署の職員は、同月6日、本件平成26年分集計表を受領した。(乙45、46)

カ 菊池税務署の職員は、令和2年7月14日から同月17日までの間、原告に複数回電話をかけ、本件平成26年分集計表が本件平成26年分更正請求に係る必要書類に該当しないことや、原告が必要経費であると主張する項目の内容について確認した。そして、同月17日には、Bの明細について、領収書と誰が飲んだものであるのかについての説明を要することや、●●便について、領収書と何のために目的地に行ったのかについての説明を要することなどを説明するなどしたが、これらに対し、原告からの具体的な説明はなかった。(乙48ないし50)

キ 菊池税務署の職員は、令和2年7月22日、本件平成26年分更正請求に係る必要書類の提出の依頼等を含む文書を送付し、同書類は、同月28日、原告の自宅に配達された。(乙51)

ク 本件診療所の職員は、令和2年8月24日、菊池税務署を訪れ、「審査請求人が必要経費の算入(計上)漏れであると主張する支払(支出)の明細表」と題する書類の写し(乙55の1)、請求書、領収書及びクレジットカードのカード利用明細書の各写し(乙55の2)、平成26年分の月次損益計算書の写し(乙57)を提出した。

ケ 処分行政庁は、令和2年9月3日、本件平成26年分処分通知をした。(乙58)

## 2 争点(本件平成25年分通知処分及び本件平成26年分処分通知の適法性)に対する判断

### (1) 更正の請求における主張・立証責任等について

ア 国税通則法23条1項に基づく更正の請求は、納税者の提出した納税申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大である場合等に、納税者が、税務署長に対し、当該申告書に係る国税の法定申告期限から同項が定める期間内に限ってすることができる申立てである。そして、申告納税制度の下で、納税申告書記載事項の過誤の是正につき特別の規定を設けたのは、その課税標準等の決定については最もその間の事情に通じている納税義務者自身の申告に基づくものとし、その過誤の是正は法律が特に認めた場合に限る建前とすることが、租税債務を可及的速かに確定せしむべき国家財政上の要請に応ずるものであり、納税義務者に対しても過大な不利益を強いるおそれがないと認めたからにはほかならないから(最高裁昭和●●年(○○)第●●号同39年10月22日第一小法廷判決・民集18巻8号1762頁参照)、処分行政庁は、更正請求の調査手続において請求者により申告内容が真実に反するものであることの主張及び立証がされない限り、当該請求者の提出した申告書に記載された所得金額等をそのまま正当なものとして、納付すべき税額をその申告どおり確定すれば足りるものと解

される。また、以上で述べたところを踏まえると、更正をすべき理由がない旨の通知処分  
の取消訴訟においても、更正の請求に係る事実関係は納税者たる原告において主張及び立  
証すべきものと解される。

イ そして、ある支出が事業所得における必要経費（所得税法37条1項）に該当するため  
には、それが事業活動と直接の関連性を持ち、事業の遂行上必要な費用であることを要す  
ると解される。

## （2）第1事件について

ア 前提事実及び認定事実のとおり、本件平成25年分更正の請求において、原告が提出し  
た書類は、本件平成25年分添付書類、総合仕訳帳（乙18）、流動性預金異動明細表  
（乙19、23）、クレジットカードのカード利用明細書（乙20、24）、本件メモ（乙  
25）である。

しかしながら、これらの書類のうち、クレジットカードのカード利用明細書及び流動性  
預金異動明細表については、原告は、手書き記載のある項目を必要経費として主張するよ  
うであるが（乙21〔3枚目〕。例えば、「ザ」と記載のある項目が雑費に該当すると主張  
するようである。）、これらの項目に対応する支払が、本件平成25年分確定申告書におい  
て既に必要経費に算入していたものか、本件平成25年分更正請求において算入漏れがあ  
るとする必要経費に該当するのかわからない。また、上記書類のうち、本件メモについ  
ては、取引日等の記載がないため、上記クレジットカードのカード利用明細書のどの金額  
を抜粋したものか判別できず、本件メモの記載内容が、本件平成25年分更正請求におい  
て算入漏れがあるとする必要経費に該当するのかわからない。そして、上記書類のうち、  
総合仕訳帳については、仮にこれが本件平成25年分青色申告決算書の基礎資料であった  
としても、総合仕訳帳に記載された取引金額のうち、どの部分を本件平成25年分確定申  
告書に必要経費として記載したのか、必要経費とすべきであったのにこれに含めていな  
かったのかわからない。

また、原告は、本件訴訟において、必要経費とすべきであったにもかかわらずこれに含  
めていなかった支払の一覧である旨を主張する表（甲25。以下「本件訴訟において提出  
された一覧表」という。）を提出し、これと総合仕訳帳や総勘定元帳（甲26）を照合す  
れば、本件訴訟において提出された一覧表に記載された各支払が本件平成25年分確定申  
告書において必要経費として申告されていないことは明らかである旨を主張するが、仮に、  
本件訴訟において提出された一覧表に記載された各支払が本件平成25年分確定申告書に  
おいて必要経費として申告されていないとしても、原告は、上記各支払が、事業活動と直  
接の関連性を持ち、事業の遂行上必要な費用であることを認めるに足りる主張及び立証を  
しておらず、上記各支払が、原告の平成25年分の事業所得に係る必要経費であるとは認  
められない（なお、原告は、平成20年7月7日付け熊本労働局長作成に係る「A東京事  
務所」に対する継続事業一括認可等通知書（甲19）や、本件診療所の東京事務所の会議  
録と主張する平成20年作成の書面（甲27）を提出するが、いずれも平成25年と時期  
を異にするものであり、これらの証拠を見ても、本件訴訟において提出された一覧表のう  
ち東京事務所への旅費交通費に係る支払が、平成25年の原告の事業活動と直接の関連性  
を持ち、事業の遂行上必要な費用であることを客観的に明らかにするものとはいえない。  
また、当裁判所は、複数回にわたり、原告が申告していなかったと主張する経費の内容を

その裏付けとともに明らかにするよう具体的な事項を記載した書面を交付するなどして求めたが、原告はそのような主張及び立証をしなかった（第4回口頭弁論調書、第5回口頭弁論調書、第6回口頭弁論調書、第7回口頭弁論調書）。

以上によれば、原告が処分行政庁に提出した書類及び当裁判所に提出した証拠によっても、本件平成25年分確定申告書における申告内容が真実に反するものであることの主張及び立証がされたとはいえないから、本件平成25年分更正請求について更正すべき理由はない。

イ なお、原告は、本件平成25年分更正の請求について、処分行政庁が調査義務を尽くしていない旨を主張するところ、かかる主張の具体的な内容は判然としないが、この点についても念のため以下検討する。

所得税等の更正の請求においては、上記（1）のとおり、更正を請求する者に更正すべき理由があることを主張及び立証すべき責任があり、そのような主張及び立証がない限り、処分行政庁としては、当該請求者の提出した申告書に記載された所得金額等をそのまま正当なものとして、納付すべき税額をその申告どおり確定すれば足りるところ、原告が処分行政庁に提出した書類によって、更正すべき理由があることが立証されたとはいえないことは上記アのとおりである。また、本件平成25年分通知処分に至るまでの経緯は、認定事実のとおりであり、処分行政庁又は菊池税務署の職員の対応に違法又は不当な点は見当たらない（なお、原告は、令和元年8月26日に菊池税務署の職員に対して提示した、流動性預金異動明細表（預金明細書）（乙23）、クレジットカードのカード利用明細書（乙24）及び原告が作成した本件メモ（乙25）が忘れ物として処理されており、処分行政庁がこれらの資料を調査せずに本件平成25年分通知処分をした旨を主張するが、忘れ物として処理されたのは、職員から更正の請求書の内容を確認できる状態ではないとして、科目ごとの領収書を集計し、整理した必要な書類を提出するよう求められた原告が、これに従わなかったことによるものであり、その結果として調査の対象に含まれなかったとしても調査義務を尽くさなかったと評価することはできないし、この点を措くとしても、そもそも上記資料を精査しても本件平成25年分更正請求について更正すべき理由があるとはいえないことは上記アのとおりであるから、原告の上記主張は本件平成25年分通知処分の違法性に関する上記判断を左右するものではない。）。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

ウ 以上によれば、本件平成25年分通知処分は適法であるから、第1事件に係る請求のうち同処分の取消しを求める部分（上記第1の1（1））については理由がなく、納付すべき税額の更正の義務付けを求める部分（上記第1の1（2））は、行政事件訴訟法37条の3第1項2号所定の要件（当該処分が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であること）を満たさない不適法な訴えである。

### （3）第2事件について

ア 前提事実及び認定事実のとおり、本件平成26年分更正の請求において、原告が、提出した書類は、本件平成26年分添付書類（乙31〔2ないし270枚目〕）、本件平成26年分集計表（乙46）、「審査請求人が必要経費の算入（計上）漏れであると主張する支払（支出）の明細表」と題する書類の写し（乙55の1）、請求書、領収書及びクレジットカードのカード利用明細書の各写し（乙55の2）、平成26年分の月次損益計算書の写

し（乙57）である。

しかしながら、これらの書類に記載された支払項目の金額は、原告が本件平成26年分更正請求で必要経費として主張する金額と一致せず、また、平成26年分の確定申告の際に既に算入されていた経費であるのか、本件平成26年分更正請求において算入漏れがあるとする経費であるのかも不明である。

原告は、本件訴訟において、平成26年分の本件診療所における総勘定元帳（甲18）を提出し、同証拠によれば、原告が主張する各支払が必要経費に該当することが裏付けられる旨を主張する。かかる原告の主張の趣旨は判然としないが、仮に総勘定元帳（甲18）の勘定科目名「事業主貸」に記載された各支払が本件平成26年分確定申告書において必要経費として算入されていないことを主張する趣旨であるとしても、原告が必要経費と主張する各支払が事業活動と直接の関連性を持ち、事業の遂行上必要な費用であることについて、原告は具体的な主張及び立証をしておらず、上記各支払が必要経費に当たるとは認められない（なお、本件訴訟において、当裁判所は、第1事件と同様に、原告に対し、複数回にわたり、必要な主張及び立証をするよう求めた（第4回口頭弁論調書、第5回口頭弁論調書、第6回口頭弁論調書、第7回口頭弁論調書））。

以上によれば、原告が処分行政庁及び当裁判所に提出した書類によっても、本件平成26年分確定申告書における申告内容が真実に反するものであることの主張及び立証がされたとはいえないから、本件平成26年分更正請求について、更正すべき理由はない。

イ 原告は、本件平成26年分更正請求について、処分行政庁が調査義務を尽くしていない旨を主張するが、更正の請求における主張及び立証責任は更正の請求をする者にあるところ、原告が処分行政庁に提出した書類によって更正すべき理由があるとはいえないことは上記アのとおりであるし、本件平成26年分通知処分に至るまでの経緯（認定事実）によれば、菊池税務署の職員は、再三にわたり、本件平成26年分更正請求に係る必要書類を提出するよう求めたが、原告はこれを提出しなかったのであり、処分行政庁又は菊池税務署の職員の対応に違法又は不当な点は見当たらないから、かかる主張は採用できない。

ウ 以上によれば、本件平成26年分通知処分は適法であるから、第2事件の請求の趣旨のうち同処分の取消しを求める部分（上記第1の2（1））に理由はなく、第1事件の請求の趣旨のうち、納付すべき税額の更正の義務付けを求める部分（上記第1の2（2））は、行政事件訴訟法37条の3第1項2号所定の要件（当該処分が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であること）を満たさない不適法な訴えである。

## 第5 結論

以上によれば、第1事件に係る請求のうち、本件平成25年分通知処分の取消しを求める部分は理由がないから棄却することとし、納付すべき税額の更正の義務付けを求める部分は不適法であるから却下することとし、第2事件に係る請求のうち、本件平成26年分通知処分の取消しを求める部分は理由がないから棄却することとし、納付すべき税額の更正の義務付けを求める部分は不適法であるから却下することとして、主文のとおり判決する（なお、口頭弁論終了後に原告が提出した書面によっても、以上の判断を左右するものではないから、口頭弁論は再開しない）。

裁判長裁判官 品川 英基  
裁判官 細井 直彰  
裁判官 若松 亮太

関係法令の定め

【国税通則法】

(目的)

- 5 第1条 この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。

(更正の請求)【令和4年法律第4号による改正前のもの。】

- 10 第23条 納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年(第2号に掲げる場合のうち法人税に係る場合については、10年)以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等(当該課税標準等又は税額等に関し次条又は第26条(再更正)の規定による更正(以下この条において「更正」という。)があった場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等)につき更正をすべき旨の請求をすることができる。
- 15 一 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額(当該税額に関し更正があった場合には、当該更正後の税額)が過大であるとき。
- 20 二 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額(当該金額に関し更正があった場合には、当該更正後の金額)が過少であるとき、又は当該申告書(当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に純損失等の金額の記載がなかったとき。
- 25 三 第1号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額(当該税額に関し更正があった場合には、当該更正後の税額)が過少であるとき、又は当該申告書(当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に還付金

の額に相当する税額の記載がなかったとき。

2 (略)

3 更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。

4 税務署長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

10 5 (略)

#### 【国税通則法施行令】

(更正の請求)

第6条 (略)

2 更正の請求をしようとする者は、その更正の請求をする理由が課税標準たる所得が過大であることその他その理由の基礎となる事実が一定期間の取引に関するものであるときは、その取引の記録等に基づいてその理由の基礎となる事実を証明する書類を法第23条第3項の更正請求書に添付しなければならない。その更正の請求をする理由の基礎となる事実が一定期間の取引に関するもの以外のものである場合において、その事実を証明する書類があるときも、また同様とする。

20

## 別紙 2

## 所得税等に係る課税処分等の経緯

(単位：円)

| 区分    | 年月日          | 事業所得の金額         | 所得税等の納付すべき税額 |
|-------|--------------|-----------------|--------------|
| 確定申告  | 平成26年 3月 17日 | 87,926,106      | 20,487,100   |
| 更正の請求 | 平成31年 3月 15日 | 68,123,144      | 12,857,900   |
| 通知処分  | 令和元年 9月 10日  | 更正をすべき理由がない旨の通知 |              |
| 審査請求  | 令和元年12月 9日   | 全部取消し           |              |
| 裁 決   | 令和 2年11月 30日 | 棄 却             |              |

## 別紙 3

本件添付書類の記載内容

(単位：円)

| 科 目                         |             | 青色申告決算書の記載内容 |             | 更正の請求書の内容  |              |
|-----------------------------|-------------|--------------|-------------|------------|--------------|
|                             |             | 金額           | 金額          | 増減額        |              |
| 売上(収入)金額<br>(雑所得を含む) ①      |             | 213,484,888  | 213,484,888 |            | 0            |
| 売上原価                        | 期首商品棚卸高 ②   | 358,749      | 358,749     |            | 0            |
|                             | 仕入金額 ③      | 17,474,496   | 17,474,496  |            | 0            |
|                             | 小 計 ④       | 17,833,245   | 17,833,245  |            | 0            |
|                             | 期末商品棚卸高 ⑤   | 333,709      | 333,709     |            | 0            |
|                             | 差引原価 ⑥      | 17,499,536   | 17,499,536  |            | 0            |
| 差引金額<br>(① - ⑥) ⑦           |             | 195,985,352  | 195,985,352 |            | 0            |
| 経費                          | 租税公課 ⑧      | 1,313,540    | 1,313,540   |            | 0            |
|                             | 荷造運賃 ⑨      | 49,360       | 49,360      |            | 0            |
|                             | 水道光熱費 ⑩     | 2,327,268    | 2,327,268   |            | 0            |
|                             | 旅費交通費 ⑪     | 3,032,658    | 5,000,000   |            | 1,967,442    |
|                             | 通信費 ⑫       | 1,913,307    | 1,913,307   |            | 0            |
|                             | 広告宣伝費 ⑬     | 155,700      | 155,700     |            | 0            |
|                             | 接待交際費 ⑭     | 450,107      | 3,000,000   |            | 2,549,893    |
|                             | 損害保険料 ⑮     | 1,868,768    | 1,868,768   |            | 0            |
|                             | 修繕費 ⑯       | 102,510      | 102,510     |            | 0            |
|                             | 消耗品費 ⑰      | 1,902,012    | 7,000,000   |            | 5,097,988    |
|                             | 減価償却費 ⑱     | 13,637,685   | 13,637,685  |            | 0            |
|                             | 福利厚生費 ⑲     | 5,981,060    | 7,000,000   |            | 1,018,940    |
|                             | 給料賃金 ⑳      | 33,881,255   | 33,881,255  |            | 0            |
|                             | 外注工賃 ㉑      |              |             |            | 0            |
|                             | 利子割引料 ㉒     | 3,646,467    | 3,646,467   |            | 0            |
|                             | 地代家賃 ㉓      | 11,316,348   | 11,316,348  |            | 0            |
|                             | 管理諸費 ㉔      | 15,130,138   | 21,000,000  |            | 5,869,862    |
| 車両費 ㉕                       | 3,353,517   | 5,000,000    |             | 1,646,483  |              |
| 雑費 ㉖                        | 1,347,646   | 3,000,000    |             | 1,652,354  |              |
| 小 計 ㉗                       | 101,409,246 | 121,212,208  |             | 19,802,962 |              |
| 差引金額<br>(⑦ - ㉗) ㉘           |             | 94,576,106   | 74,773,144  |            | △ 19,802,962 |
| 専従者給与 ㉙                     |             | 6,000,000    | 6,000,000   |            | 0            |
| 青色申告特別控除前の<br>所得金額(㉘ - ㉙) ㉚ |             | 88,576,106   | 68,773,144  |            | △ 19,802,962 |
| 青色申告特別控除 ㉛                  |             | 650,000      | 650,000     |            | 0            |
| 所得金額<br>(㉚ - ㉛) ㉜           |             | 87,926,106   | 68,123,144  |            | △ 19,802,962 |

別紙 4

所得税等に係る課税処分等の経緯

(単位：円)

| 区分    | 年月日                   | 総所得金額           | 所得税等の<br>納付すべき税額 |
|-------|-----------------------|-----------------|------------------|
| 確定申告  | 平成27年 3月 16日<br>(期限内) | 100,900,927     | 29,266,000       |
| 更正の請求 | 令和 2年 4月 14日          | 55,471,819      | 1,976,328        |
| 通知処分  | 令和 2年 9月 3日           | 更正をすべき理由がない旨の通知 |                  |
| 審査請求  | 令和 2年12月 2日           | 全部取消し           |                  |
| 裁 決   | 令和 3年11月 29日          | 棄 却             |                  |